

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、坂出市鎌田池土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

令和7年7月25日

香川県知事 池 田 豊 人

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	竹本 和雄	坂出市福江町一丁目5番17号	令和6年9月30日
監 事	山地 徳幸	坂出市新浜町2番29号	令和6年10月9日
〃	泉本 正樹	坂出市福江町一丁目2番7号	令和7年3月31日

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
監 事	多田羅 龍男	坂出市八幡町一丁目8番10号	令和7年6月18日
〃	庄野 一秀	丸亀市山北町215番地3	〃